

# 国民健康保険税 滞納額 2,035万円

## かかった医療費 6,440万円

### 悪質滞納者には保険証不交付

### 昭和62年度国民健康保険税の滞納状況と医療費支給状況

前月号で、昭和62年度集合税の地区別収納状況をお知らせしましたが、そのうちの国保税の滞納状況と医療費の支給状況を、今月号で取り上げました。

この記事を広報紙に掲載することは、善良な納税者にとっては納税意欲を無くす原因になるかも知れませんが、税の不公平感を払拭し、滞納者の自主的な納税を促す観点から、あえて滞納と医療の実態を報告します。

#### 地域別の滞納状況

国保税の滞納は、54地区内の278世帯です。  
地域別では、大総地域が8地区内13世帯、横芝地域が35地区内231世帯、上堺地域が11地区内34世帯となっています。

#### 滞納額は

### 二千三十五万円

滞納世帯分の62年度国保税は二千六百八十一万二千円で、このうち納税額はわずか六百四十五万八千六百八十円であ

#### 滞納額ワースト5

国保税の滞納額が最も多い地区は、南部2の二百二十万一千八百五十円、2位が古川の百六十九万一千四百八十円、3位が南部1の百二十九万四

千二百四十円、4位が東町3の百二十一万四千九百七十円、5位が東町1の百万七千五百円、この5地区の滞納額だけで36%を占めています。

この5地区は、順位の入れ替えはあるものの集合税の多額滞納5地区と同地区です。

#### 滞納世帯の医療費総額は

### 六千四百四十万円

滞納世帯が62年度中にかけた医療費の総額は、滞納額の3倍にあたる六千四百四十万円です。

このうちの七割は、町国保が負担しますが、個人が負担する一部負担金のうち、一定額以上の医療費については、高額療養費支給制度によって町国保が負担するため、実質的な町国保の負担割合は七分程度となります。

したがって、町国保が負担する医療費総額は四千九百六十万円となり、滞納世帯の国保税の一・八倍、納付額の七・七倍、滞納額の二・四倍に相当します。

#### 医療費 百万円以上は 12世帯

1世帯の医療費が百万円を超えたのは12世帯で、その額は三千二百九十四万三千九百円にのぼっています。

内訳は、世帯主(11名)が一千万六千七百五十三百二十円、家族(19名)が一千万六千八百六十五千七百七十円であり、12世帯の医療費だけで滞納世帯がかかった医療費の2分の1を占めています。

この12世帯の国保税は七十七万五千九百九十円、納付額八万三千二百七十円、滞納額六十九万二千七百二十円で、収納率は10・7%の低率となっています。

言いかえると、12世帯ではわずか八万三千二百七十円の国保税しか納めず、その396倍にあたる医療を受けたことになるわけです。

